

山口市社会貢献活動保険をご活用ください！

市では市民の皆さんの社会貢献活動中の怪我や不慮の事故に対して、補償するための保険に加入しています。

活動や事故の内容が保険の要件を満たしていれば、保険金が支払われます。

1 保険料・登録

- ・保険料は全額市が負担します。
- ・事前の加入申し込みや登録の手続きは必要ありません。

2 対象となる活動

次の要件をすべて満たした活動が対象です。

- ① 市内に活動の拠点を置き、規約や団体名簿を備えた5人以上の市民により組織された団体が、本来の職場を離れて自由意思のもとに行う公益性のある活動
- ② 年間を通じて行われる計画的な活動
- ③ 無報酬で参加する活動(交通費等実費程度は無報酬とみなします。)

3 対象とならない活動

以下は代表的なものです。

- ① 学校の管理のもとに行われる活動
 - ② 政治、宗教又は営利を目的とする活動
 - ③ 趣味を目的とする活動など自己のために行う活動
 - ④ 公民館総合補償制度の対象となる活動
 - ⑤ その他(※各人の注意で防げるもの等)
 - ・故意によるもの
 - ・自然災害によるもの
 - ・他覚症状のないむちうち症又は腰痛
 - ・脳疾患、疾病、心神喪失、疲労骨折によるもの
 - ・高所での作業
- ・重大な過失、法令違反によるもの
・自動車、バイク等による賠償事故
・熱中症、食中毒

★活動内容によっては、対象とならない場合がありますので、下記担当までお尋ねください。

4 保険の種類・内容

(1)賠償責任保険

指導者等の過失により、他人の身体や財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められた場合が対象

※免責額(自己負担額)は1事故につき 5,000 円

区分	賠償の内容	保険金限度額
対人	他人の身体への損害	1人につき 6,000 万円まで、 1事故につき 3 億円まで
対物	他人の財物への損害	1事故につき 500 万円まで
保管物	他人からの保管物への損害	1事故につき 300 万円まで

例)清掃活動に草刈り機を使用し、小石をはねて駐車中の車に傷がついた

(2)傷害保険

社会貢献活動中に発生した不慮の事故により指導者や活動に参加した人が死亡又は負傷した場合が対象

区分	傷害の内容	保険金額
死亡	事故日から 180 日以内に死亡した時	1人 500 万円
後遺障害	事故日から 180 日以内に後遺障害が生じた時	障害の程度により 1人 15 万円～500 万円
入院・通院	入院又は通院により医師による治療を受けた時 ※ 入院は事故日から 180 日、通院は事故日から 180 日以内で 90 日が限度	1人 1 日につき 入院 3,000 円 通院 2,000 円

例)防災訓練の炊き出しをする際、誤って包丁で手を切った

5 事故が起きたら…

★用意いただくもの

- ① 傷害/賠償事故発生報告書
- ② 団体名簿(事故にあわれた方の名前があるもの)・活動のわかるチラシ
- ③ 賠償責任保険に係るものについては、状況の確認できるもの(現場写真等)

※全てのボランティア活動が保険の対象となるわけではないため、各団体で活動される際は、他の保険もご検討ください。(二重にお支払いできない場合がありますのでご相談ください)

★お問い合わせ先

- ・お住まいの地域の地域交流センター
 - ・山口市地域生活部協働推進課
- TEL 083-934-2966 FAX 083-934-2702
〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 山口市役所3階